

さいたま市水道局企業管理規程第2号

さいたま市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年2月24日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

さいたま市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第5（第11条関係） 初任給基準表			別表第5（第11条関係） 初任給基準表		
試験		学歴免許等	試験		学歴免許等
正規 の試 験	大学卒業程度		正規 の試 験	大学卒業程度	
	高校卒業程度			高校卒業程度	
その他		[略]	その他		[略]
備考 [略]			備考 [略]		
		初任給			初任給
		<u>1級 29号給</u>			<u>1級 25号給</u>
		<u>1級 9号給</u>			<u>1級 5号給</u>
		<u>1級 5号給</u>			<u>1級 1号給</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（施行日以後に新たに職員となる者の初任給に関する経過措置）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに職員となる者のうち、この規程による改正後のさいたま市水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなるものの初任給として受ける号給については、改正後の規程第13条から第15条までの規定にかかわらず、管理者の定めるところにより決定するものとする。

（施行日の前日から引き続き在職する職員の施行日における号給の調整）

- 3 施行日の前日から引き続き在職する職員の施行日における号給については、施行

日以後に新たに職員となる者の初任給として受ける号給との均衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。